

(様式 1-3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和 7 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	被災者生活支援事業（南相馬市内）		事業番号	D-13-1
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）		福島県（直接）	
総交付対象事業費		282,110（千円）	全体事業費		282,110（千円）	
事業概要						
災害公営住宅の入居者同士の交流、地域にお住まいの方々との交流活動等を支援するために交流員を配置するほか、交流員の活動を支え、交流イベントの企画、被災者支援に携わる市町村や社会福祉協議会等との連携を担うスーパーバイザー（以下「SV」という。）及び全体の総括者を配置することにより、長期避難者等の生活拠点を核としたコミュニティの維持・形成を図る。						
【概要】 1 配置人数：令和 3 年度 交流員 2 人、SV 1 人 計 3 人 令和 4 年度 交流員 2 人、SV 1 人 計 3 人 令和 5 年度 交流員 2 人、SV 1 人 計 3 人 令和 6 年度 交流員 2 人、SV 1 人 計 3 人 令和 7 年度 交流員 2 人、SV 1 人 計 3 人 令和 8 年度 交流員 2 人、SV 1 人 計 3 人 2 配置期間：「平成 28 年 6 月～令和 9 年 3 月」 3 活動拠点：南相馬市内 4 対象エリア（災害公営住宅団地数）：南相馬市（3 団地） ※令和 8 年度 5 実施方法：民間団体等に委託 6 業務内容： ・自治活動運営サポート業務：自治組織の設立（未設立の場合のみ）、入居者主体で維持管理できる体制づくりのサポート、入居者台帳等の作成、防災意識醸成の支援業務、町内会等地域での横のつながり醸成の支援業務、社会福祉協議会等との連携強化 ・情報提供・相談対応業務：コミュニティ活動、孤独死防止に関する情報提供、団地からの相談の対応 ・交流活動支援業務：入居者同士及び地域住民との交流の場の創出、交流イベントの企画・運営・案内						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください 『福島県復興計画（第 2 次）』 取組名： 取組内容：						
【事業間流用による経費の変更】 （令和 6 年 10 月 4 日） 事業費に残額が生じたため、D-13-1 被災者生活支援事業（郡山市）へ、2,198 千円、D-13-1 被災者生活支援事業（いわき市）へ、33,094 千円を流用。これにより、交付対象事業費は 305,672 千円に減額。 （令和 7 年 10 月 9 日） 事業費に残額が生じたため、D-13-1 被災者生活支援事業（郡山市）へ、13,149 千円、D-13-1 被災者生活支援事業（いわき市）へ、10,413 千円を流用。これにより、交付対象事業費は 282,110 千円に減額。						

--

居住制限者の避難の状況との関係

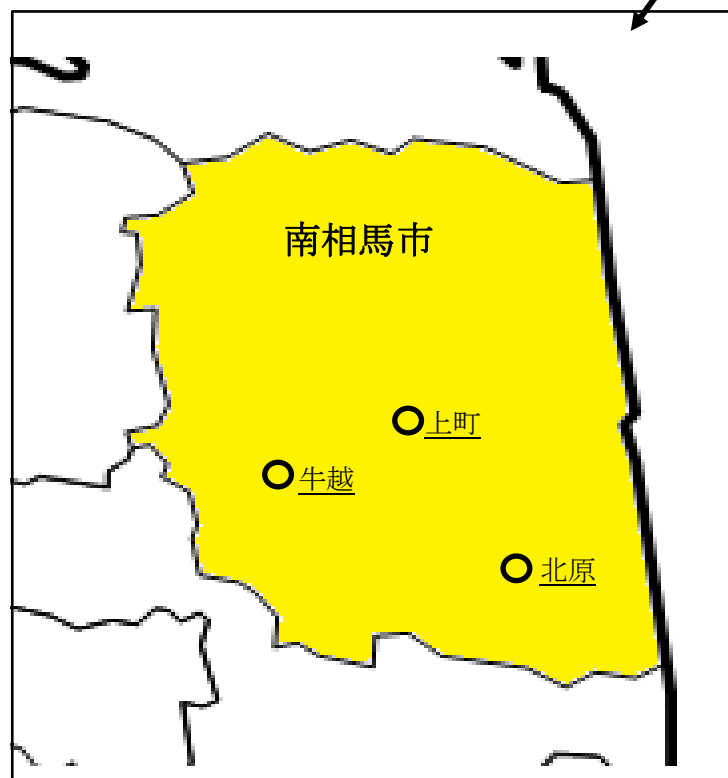
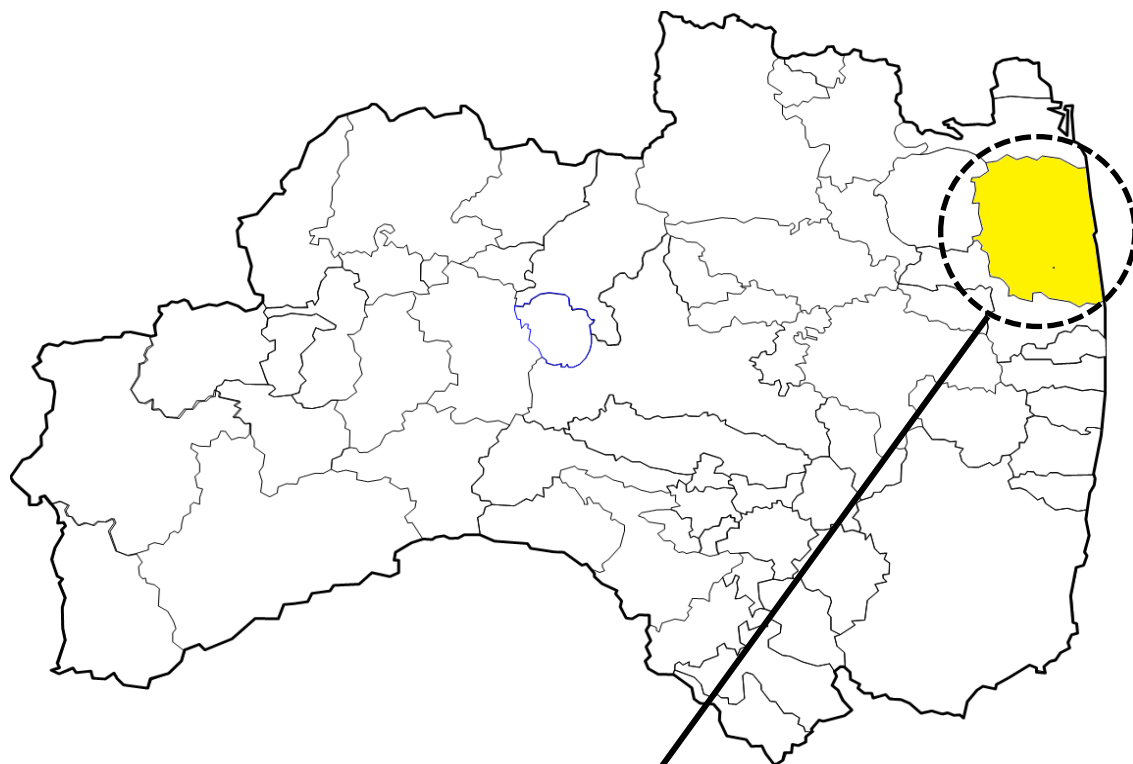
東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、双葉郡等の多くの住民が長期にわたる避難を余儀なくされ、県内はもとより、県外に分散して避難生活を送っており、避難者同士の交流が希薄になるなど、コミュニティの維持・形成が重要な課題となっている。 このような中で、避難者が避難生活を安心して過ごしていただくためには、災害公営住宅の整備を中心とした生活拠点における避難者のコミュニティの確保が必要である。 そのため、災害公営住宅入居者同士の交流、地域にお住まいの方々とのコミュニティ活動を支援する交流員を生活拠点に配置し、交流活動が盛んになるよう取り組んでいく。

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(別紙)

※生活拠点形成事業等を実施する場所がわかる資料を添付してください。



※○は令和8年度における被災者生活支援事業の実施箇所（災害公営住宅）

(様式 1 - 3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和 7 年 10 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

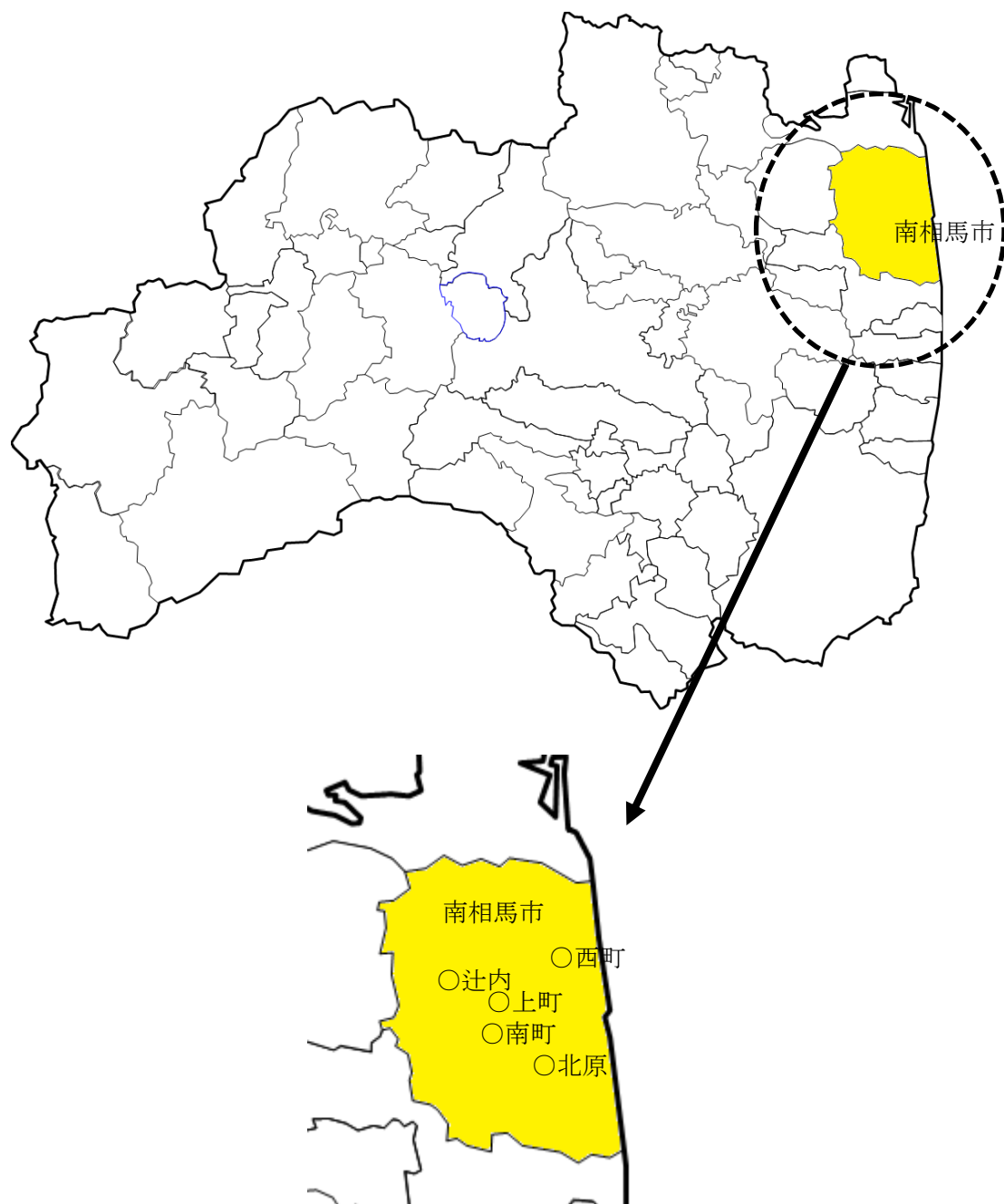
N0.	16	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業（南相馬市内）	事業番号	A-2-1
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費		8,220,425（千円）	全体事業費	8,220,425（千円）	
事業概要					
原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、災害公営住宅入居者への家賃を低廉化する。 【対象】 ・北原団地（北原） ・南町団地（南町） ・上町団地（上町） ・西町団地（鹿島） ・牛越団地（辻内） ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
居住制限者の避難の状況との関係					
東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。 災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、応急仮設住宅等からの移行を進め、居住の安定の確保を図るものである。					

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(別 紙)

※生活拠点形成事業等を実施する場所がわかる図面を添付してください。



(様式 1-3)

南相馬市生活拠点形成事業計画 生活拠点形成事業等個票

令和 7 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	17	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業（南相馬市内）	事業番号	A-3-1
交付団体		福島県	事業実施主体（直接/間接）	福島県（直接）	
総交付対象事業費		739,309（千円）	全体事業費	739,309（千円）	

事業概要	
原子力災害により避難を余儀なくされている避難者の居住の安定を確保するため、応急仮設住宅等に居住する特に所得の低い避難者が円滑に災害公営住宅に移行し速やかに住宅再建できるよう、災害公営住宅の家賃を一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低減する。 【対象】 ・北原団地（北原） ・南町団地（南町） ・上町団地（上町） ・西町団地（鹿島） ・牛越団地（辻内） ※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください	
居住制限者の避難の状況との関係	
東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域が設定され、役場機能を県内外の地域に移転せざるを得なくなるなど、原子力災害は本県の基盤を根底から揺るがすものとなっている。 災害公営住宅は、居住制限者にとってのコミュニティの形成・維持の拠点となるものであり、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう特に所得の低い入居者の家賃を低減する必要がある	

※避難者支援事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(別 紙)

※生活拠点形成事業等を実施する場所がわかる図面を添付してください。

